

株式会社壺番屋と矢板市との包括連携協定書

株式会社壺番屋(以下「甲」という。)と矢板市(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の安心安全や市民サービスの向上を図ることにより活力ある地域社会を形成することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1)災害時備蓄品等の防災に関すること。
- (2)ふるさと納税商品等の商品開発に関すること。
- (3)その他、地域の振興に関すること。

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項の結果について、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

(協定の変更)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 甲または乙が、次の事項に該当するときは、相手側は直ちに本協定を解除することができる。この場合、当該相手方の解除された当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体もしくは関係者、その他反社会勢力（以下暴力団等という）であるとき、または暴力団等であったとき。

(2)自らまたは第三者を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞などを用いるなどとしたとき。

(3)ことさら自身が暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨など伝えるなどとしたとき。

(4)自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をしたとき。

(5)自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害する恐れのある行為をしたとき。

2 甲及び乙は、前項の規定により本協定が解除されたことにより、解除された当事者および第三者にいかなる損害が生じた場合であっても、解除した当事者とその損害を賠償する責を一切負わないことを確認する。

(合意管轄)

第7条 本協定に基づく諸取引の準拠法は日本法とする。また、本協定に基づく諸取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月21日

甲 愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
株式会社 壺番屋
代表取締役 葛原 守

乙 栃木県矢板市本町5-4
矢板市長
森島 武芳